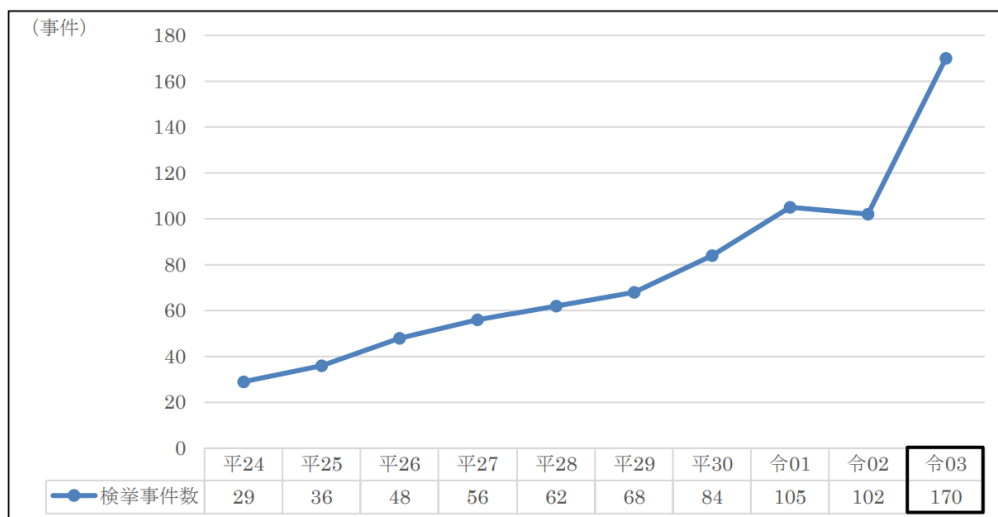




動物虐待

日本において、動物愛護に関する意識や関心は年々高くなっているような気がします。それを裏付けるように、5年を目安に見直し検討をされている動物の愛護および管理に関する法律は、見直し改正の度に愛護動物への遺棄虐待行為に対する罰則は厳しくなっています。それに伴い、警察が公表している動物虐待事犯（動物愛護管理法第44条違反に係る事犯）については、近年増加傾向にあったところ、昨年の令和3年は大幅に増加していました。虐待された被害動物は、猫が95件で最も多く次に犬で60件、他、馬やインコ、フェレットが対象だったそうです。

図表 18 過去10年間ににおける動物虐待事犯の検挙事件数の推移



令和3年における生活経済事犯の検挙状況等について（警察庁生活安全局生活経済対策管理官 発行）P.20 図表 18

https://www.npa.go.jp/safetylife/seikeikan/R03_seikatsukeizaijihan.pdf（2022.12/1 アクセス）

検挙数が大幅に増えたと言っても年間 170 件程度ですので、これは氷山の一角がちょびっと出てきたにすぎない程度だと思います。動物虐待が増えているのではなく、事件化されることが少しずつ増えてきたという状況です。その背景には、動物虐待事件に対してはまだ腰の重い警察をなんとか動かそうと努力してきた、現場で活動する方々の積み重ねがあると思います。ねこから目線。でも、こういった事件を事件として認知してもらうための努力をするように心がけています。対人援助学マガジンでも以前に動物遺棄事件のルポを書きました。今回は、ねこから目線。で関わったトラバサミを使用した動物虐待事件について書いてみようと思います。

トラバサミの被害にあったノラ猫さん執念の保護捕獲

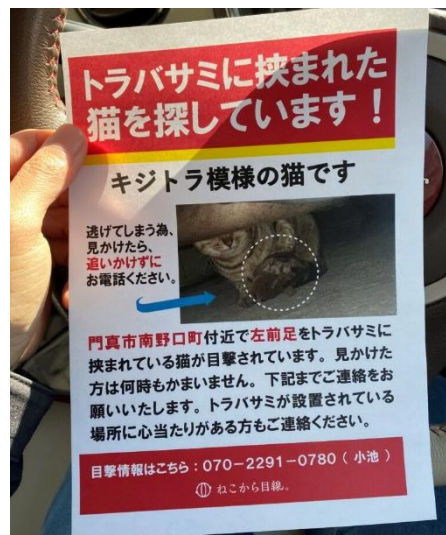
2021年1月19日にねこから目線。に衝撃的な内容のお問い合わせが来ました。「捕獲の相談なのですが、土曜日の朝に自宅敷地内にトラバサミが挟まった子が居ました。土曜日、翌日の日曜日と、捕獲を試みたのですが捕まえることができません。捕獲器を借りて設置してみたのですが、昨日は来なかったようです。いつどこに来るかも分からないのですが、こういった場合でも捕獲をお願いすることはできますでしょうか？」一緒に送られてきた写真には、左前足をトラバサミに挟まれた猫が写っていました。基本的にトラバサミの使用は許可が無い限り違法です。現場は畑も無い住宅街です。故意に猫を狙って仕掛けられた可能性が高いと思いました。どんなに痛いだろうか・・・すぐに電話をさせてお話しさせていたしましたが、費用のこともあるので、あと数日借りた捕獲器でチャレンジしてみて、ダメなら依頼したいとのことでした。この時点でトラバサミに挟まれてから少なくとも4日経っていますし、トラバサミをぶら下げた状態で通常タイプの捕獲器にうまく入るのか不安もあったので、「それなら費用は要りませんので、今晚お伺いしていいですか？」と提案させていただき、その日の18:30に現場にお伺いすることにしました。



ねこから目線。は完全有料のお手伝い屋さんです。「費用はいらないからすぐ行く」という決定をすることが時々あるのですが、そんなことを続けていてはすぐに潰れるかもしれません。ですが、犯罪に巻き込まれている猫を見て、行ける距離と時間があるのに見て見ぬふりをするくらいなら潰れた方がマシかなと思いました。現場に到着し、最後に猫が目撃された場所に大型のトラップを設置。あとはひたすら現れるのを待ちます。

張り込み開始から約1時間後・・・。「ギギギ・・・ギギギ・・・」とサビた自転車をひいて
いるような音とともに、トラバサミに挟まれた猫さんが現れました！が、タイミング悪く
人通りと車通りが重なり、走りさって行ってしまいました。

結局、ねこから目線。のスタッフ梅さんと2ヶ所に
分かれ18:30～翌朝8:30まで徹夜で13時間張り込み
しましたが、猫さんが再び現れることはありませんで
した・・・。翌日、翌々日と、他のご依頼が無い時間
に体力が続く限り張り込みを行い、昼間には目撃情
報求むのチラシを周辺240件にポスティングしまし
た。240枚分のチラシのカラー印刷はのらねこさんの
手術室さんが協力してくださいました。なるべく時
間を見つけては現場に行き、6日間でスタッフ小池と
梅本2人合わせた張り込み時間は50時間に達しまし
た。仕掛けっぱなしのカメラにもターゲットの猫さ
んは映っておらず、まだ生きていてくれるのか不安



になってきました。それでも、生きてると信じて搜索し続けるしかありません。大型の
トラップで張り込み捕獲をする場合、トラップを操作する目的と音を聞く目的で、隙間が
必要なので、車の窓を開けた状態で身動きせずに、極寒の中待ち続ける過酷な仕事です。
通常業務をこなしながらの中で、私も梅さんの体力的にもはかなりキツイ状況でしたが、
気になって仕方がないので精神的には休むよりは動いた方がラクだということで隙間の時
間があれば現場に足を運ぶようにしていました。

事態が動いたのは、雨が上がり急に暖くなった7日目のお昼でした。

「トラバサミの子が居ました！」

と相談者さんから連絡が入りました。梅さんが急いで現場
に向かいます。到着した頃には、猫さんはすでに逃げてい
ってしまったとのことでした。まだ近くに居るはずだと周
辺の側溝という側溝を片っ端から確認する梅さん。



そして目撃現場からすぐ近くの側溝の中で身を潜めている猫さんを執念で発見！！

梅さんナイスです！！！！側溝の場合、途中で水路に繋がる道がある場合が多いので、慌てて両端を封鎖してしまうとかえって逃げられてしまったり、危険な場所へ追い込んでしまう可能性があるのでは注意が必要です。私は免許の講習会の真っ最中でしたが、急な腹痛ということで、後日続きの講習を受けさせていただき許可を取り現場に向かいました。梅さんと2人なら捕獲できる確信があったので現場に向かいながら警察に連絡し、現場に来てもらうよう依頼しました。



現場に合流し、捕獲方法を考えます。溝から猫さんが飛び出した場合、開けた道路を突っ走っていく可能性よりも家と家の隙間に走り込む可能性が高そうだなと思いました。そこで側溝から出てすぐの赤い矢印の路地に捕獲器を4台敷き詰め、ここに飛び込んだら捕獲器の中に入るように設置しました。万が一道路側に飛び出してきた時に備え、梅さんは猫用の網を持って待機です。準備が整ったところで、反対側から徐々に動くよう誘導します。そして・・



ダッと飛び出した猫さんは一直線に捕獲器ゾーンの中へ！！無事保護完了です！！
トラバサミに挟まれてから少なくとも9日。手の状態はかなり悪くなっていました。捕獲後、すぐに警察も到着し、現場と猫さんを確認してもらいます。警察が猫さんの写真を撮影する時にはトラバサミに挟まれていた手先が千切れてしまっていました。無事保護できて本当に良かったです。もっと早く保護してあげることができればと悔やまれます。

急いでのらねこさんの手術に搬入しました。状態としては脱水が酷く、かなり痩せていたため、当日は応急処置として傷口の洗浄と消毒、補液などをしてもらい入院になりました。血まみれの錆びたトラバサミは後日、証拠品として警察に提出しました。

入院から4日後、無事断脚手術も終わりました。術後はとても良好で、順調に回復してってくれました。

相談者さんのお家に時々ご飯を食べに来ていた猫さんだったことも分かり、医療費は全額相談者さんがご負担くださいました。また、相談者さんがこまめに病院に面会に来てくださり、退院したら家族として迎える決断をしてくださいました！「カナメくん」という素敵な名前をつけてもらい、今ではすっかり飼い猫になっています。



カナメ君、元気になってくれてありがとう。カナメ君が保護されて良かったね、めでたし、めでたし。ではありません。愛護動物を殺傷することは、動物愛護法違反です。許可なく緩衝材の無いトラバサミを設置することは、鳥獣保護法違反です。初日に現場に駆けつけてくれたものの、その後連絡が無かった為、担当の警察署に連絡をし、資料と証拠品をお渡ししたい旨を伝えましたが、初めは捜査のしようがないのでトラバサミも受け取れないとの回答でした・・・。遺棄事件の時にも、警察の腰の重さは経験済みですので、きちんと証拠品としての受け取りと、周辺への抑止も兼ねた目撃情報を求める看板等の設置をお願いしました。

それでもなかなか動いてくれる気配がありませんでしたが、この事件を捕獲に入った段階から取材してくださっていた朝日放送さんが捜査の進行状況を警察に聞いたりと、別角度からのある意味の圧をかけてくださったことにより、「調書を取らせてもらいたいのので、署まで来てほしい」という旨の連絡が入りました。そして、カナメ君が入院していた動物病院にも警察の方が足を運び、トラバサミは証拠品として受け取り、以下のチラシを警

交番速報

南野口町付近において、トラバサミに挟まれた猫が発見されました。

- トラバサミの使用は許可が無い限り法律で禁止されています。
- 愛護動物を殺傷することは法律に違反します。
- この件について、警察で捜査しています。
- この件に関する情報提供をお願いします。
- また、トラバサミ等を見つけても手を触れないように注意してください。

連絡先 門真警察署 生活安全課
TEL 06-6906-1234

門真警察署
06-6906-1234
午後 3 時～2 時(日祝日)

察が作成し、該当の地域へ回覧し、警察 HP に掲載してくださいました。

動物虐待が起きることよりも、動物虐待が事件として取り扱われないこと、社会の中で話題にならないことに大きな不安を感じます。動物虐待が事件にすらならないから、社会の中で気軽に繰り返されるのではないかと思います。時間も労力もかかりますが、小さな事件を事件として認識してもらう努力をこれからも積み重ねていきたいと思っています。

今回の一件はキャストの番組内で特集として放送されました。その内容が YouTube に上がっているので、よかったらご覧ください。出てくる被害猫たちは現在元気に暮らしているので、辛い内容が苦手な方でも見ていただきやすいように編集されていると思います。



<https://www.youtube.com/watch?v=dDUTD1XOaOg>

今回の捕獲についてはタダ働きとさせてもらったのですが、この内容をブログに書いたところ、読んでくださった方々が「よく頑張った！」と Amazon ほしい物リストから沢山の物資を送ってくださいました。なので、結果的に全く損していないどころか会社としては広い意味で得をした気がします。

NPO 法人どうぶつ弁護団が発足



私たちについて

どうぶつ弁護団ができること

なくならない動物虐待事件

Q&A

虐待情報のご提供



今回のトラバサミの件は、メディアの協力もあり警察が動いてくださいました。ただ、いつもそういうわけにはいきません。告発状を作成して警察に提出するという方法もあり

ますが、一般人からするとハードルが高く感じます。かといって、弁護士さんに依頼をするとなると、費用も高額になる・・・そういった様々な要因から虐待を目撃した人が声を上げにくい現状がありました。そんな中、有志の弁護士さんを中心に「NPO 法人どうぶつ弁護団」が発足しました。弁護士や獣医師といって専門家と連携し、被害に遭った動物に代わって告発状を提出したりしてくださるそうです。しかも、その際に情報提供者の費用負担はゼロ。どうぶつ弁護団が告発人となり対応していく素晴らしい仕組みです。ねこから目線。では仕事から虐待被害に遭った猫と出会う機会が多くあります。同じ猫に対し目や口に釣り針が刺さるなどの被害が3回見つかった案件について、現場のボランティアさんが何度交番に足を運んでも取り合ってもらえなかった為、どうぶつ弁護団に相談したところ、告発に向けて必要なヒアリング内容の指示、病院の診断書の作ってもらい方などの確に指示をもらい、ねこから目線。で現場のボランティアさんへのヒアリングや証拠の確保など情報をまとめたうえで再度どうぶつ弁護団に提出しました。そして、先日の2022/12/8に告発状を提出してくださいました。プロの仕事に感動しました（笑）どうぶつ弁護団は、猫や猫と関わる人たちにとって、希望のどうぶつ弁護団は弁護士と獣医師の専門家チームですが、そこにノラ猫の捕獲や調査のプロとしてねこから目線。も全力で協力していきたいと勝手に思っています。

※勝手に思っているだけです。公式の提携先ではありません。

どうぶつ弁護団の理事長である細川先生は、私が高校生の頃（14年くらい前？）から度々アドバイスをいただいたりしてきました。どうぶつ弁護団の今後に期待を込めてマガジンの最後に紹介させていただきました！



特定非営利活動法人どうぶつ弁護団

<https://animal-dt.org/>

おわり



小池英梨子

ねこから目線。～保護猫とノラ猫専門のお手伝い屋さん～ 代表

NPO 法人 FLC 安心とつながりのコミュニティづくりネットワーク

「人もねこも一緒に支援プロジェクト」 プロジェクト代表

ご意見・感想・お問い合わせ：e.kosame12@gmail.com